

兵庫県立夢前高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立夢前高等学校

1 学校の方針

校訓「誠実・健康・敬愛」のもと、「人としてのあり方・生き方を常に考え自主的精神に満ちた人間の育成」を教育目標にして、安全・安心で規律ある学校づくり、基礎学力を身につけ学び続ける意欲・態度を醸成する学校づくり、美しい環境のもと明るく活気ある学校づくり、地域に開かれ地域に貢献する学校づくりを展開してきた。

さらに、「命と人権を大切にし、いじめのない学校、明るい学校づくり」を重点目標に設定し、人間としての生き方を学ばせ、自尊感情を高め、豊かな情操や道徳心を身につけさせる。そして、家庭や地域との連携を密にして、互いに思いやり、尊重し、安心して学べる環境づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的考え方

本校は校内外の様々な体験活動をとおして地域や家庭との連携を深め、地域や家庭に信頼される学校づくりを進めている。特に年齢の異なる人々とのふれ合いをとおして、命や人権を大切にすることや共に生きる力の育成を目指している。例えば校内活動では、自作の夢前高校かるたを使用した「交流かるた大会」をはじめとして「ふれあい芋掘り交流」や「ドリーム杯競技大会」、校外活動では「高齢者福祉施設訪問」、「地域文化行事」や「地域清掃」等を実施し、地域の中の高校として取り組み、成果をあげている。

いじめについては、平素より教師一人一人があらゆる場面で個々の生徒を観察し、ふれあいをとおして学校生活や家庭生活の状況の把握に努めている。そして年6回生徒に「いじめアンケート」を実施し、いじめの未然防止や早期発見に取り組む、さらに、それに基づいて全生徒と個人面談・三者面談を行い、教職員と生徒との信頼関係を深めながら、いじめを抑止し人権を大切にす土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを進めている。

学校いじめ防止基本方針を策定することにより、本校の体制を整備し、これまでの取り組みを検討していじめをさせない・許さない教職員と、いじめをしない・許さない生徒の意識を高め、いじめを起ささないために以下の指導体制を構築し、取り組む必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員や心理に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行なわれ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 いじめ早期発見のチェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」場合である。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続指定欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

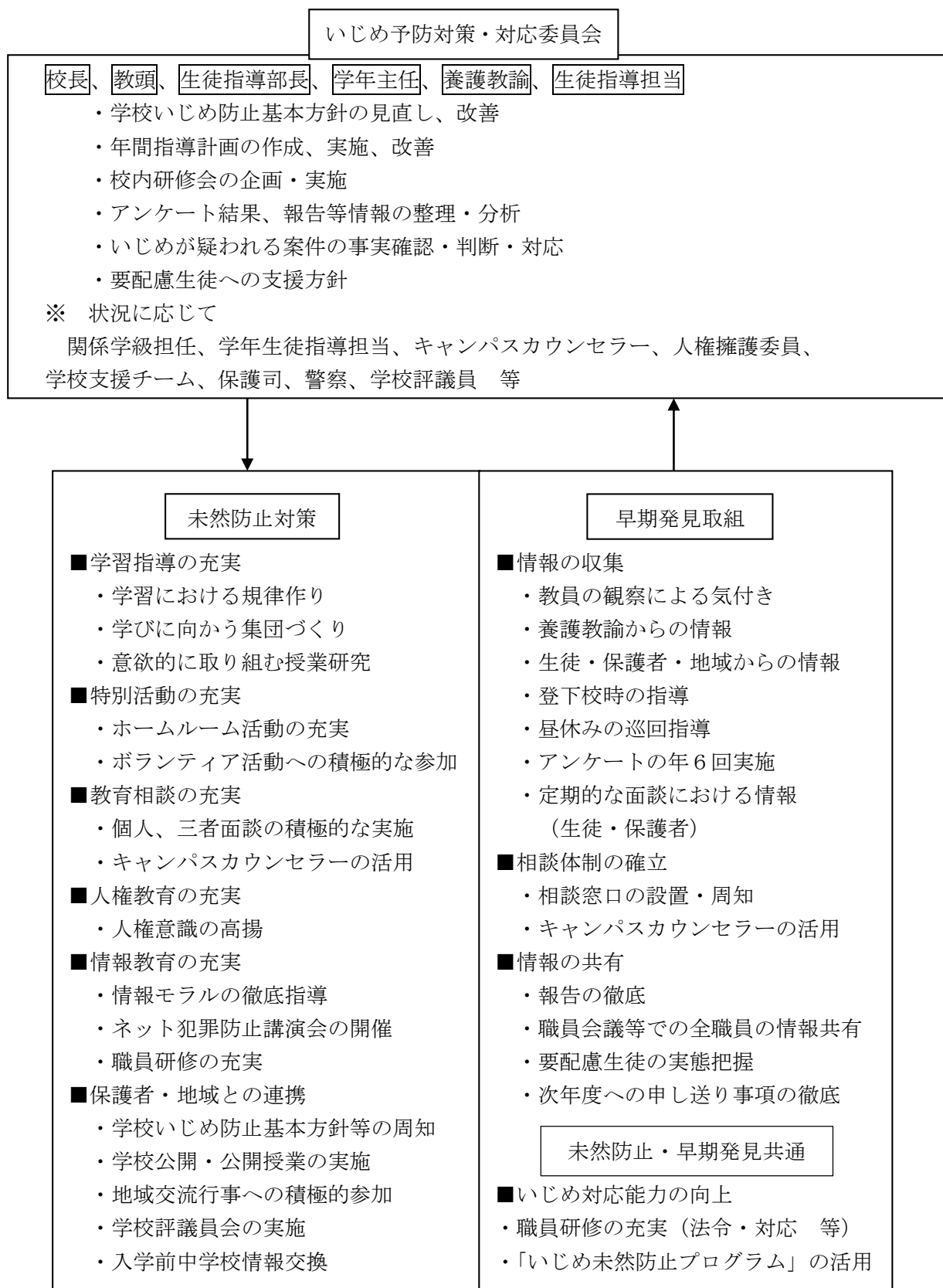
なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ予防対策・対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

・「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意思のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行なう。また教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのために早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ予防対策・対応委員会」である。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 朝職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたづらをしている

いじめられている生徒

◎ 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 周囲がなんとなくざわついている
- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- 周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- とくどき涙ぐんでいる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- にやにや、にたにたしている
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 決められた座席と違う場所に座っている
- ひどいあだ名で呼ばれる
- 遊びだと友人とふざけているが表情がさえない
- 不まじめな態度でふざけた質問をする

◎ 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 食べ物にいたづらされる
- 弁当を一人離れて食べることが多い
- 昼食時になると教室から出て行く

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きをされる
- 持ち物や机に落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 悪者扱いされていると思い、ムキになる
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと集団が不自然に分散する
- 教師が近づくと急に仲の良いふりをする

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ予防対策・対応委員会 ・指導方針決定 ・指導計画作成	入学前の中学校との情報交換	生活実態調査① (いじめを含む)
		教育相談	
		学級づくり 1年 オリエンテーション	
5月	保護者向け啓発	教育相談	
6月	事案発生時	教育相談	
		交流文化祭 ネット犯罪防止講演	いじめアンケート② 授業公開
7月	いじめ	教育相談	
		人権学習 地域清掃	学校評議員会 三者面談週間
8月	いじめ	地域文化行事参加	三者面談週間
		研修(課題・いじめ等) 研修(カウンセリング①)	
9月	いじめ	教育相談	
10月	いじめ	教育相談	
		交流体育大会 ふるさと貢献活動	いじめアンケート③ 授業公開
11月	いじめ	教育相談	
		人権学習	
12月	いじめ	教育相談	
		研修(カウンセリング②) 地域清掃	いじめアンケート④ 学校評議員会
1月	職員会議	教育相談	
		交流かるた大会	いじめアンケート⑤
2月	職員会議	教育相談	
			学校評議員会
3月	いじめ予防対策・対応委員会 ・本年度のまとめ	教育相談	
		地域行事参加	いじめアンケート⑥

職員会議等

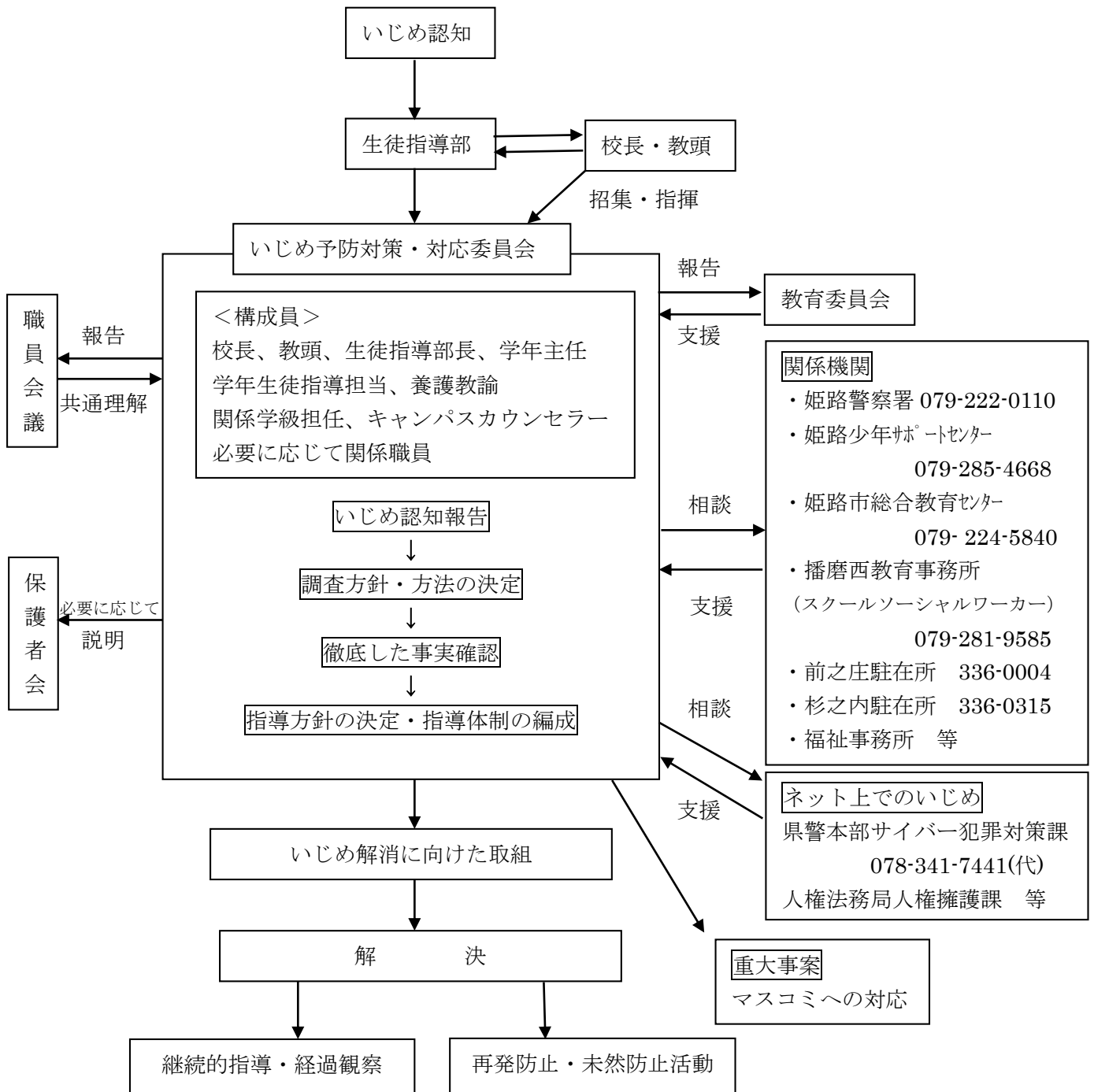
- 生徒情報の共有、要配慮生徒の情報共有、キャンパスカウンセラーによる生徒理解の研修会を行う。

未然防止に向けた取り組み

- 入学前に中学校との情報交換実施
- いじめを許さない学校づくりの推進
- 年間を通じて、全教職員と生徒役員・クラス役員による登校時あいさつ運動実施
- 登下校自転車通学指導、登校時バス利用者安全指導
- 昼休み巡回指導を実施
- 地域まつりにボランティア参加
- 地域文化行事に参加
- 本校農園でサツマイモ栽培幼稚園児との交流芋掘り実施
- 体育大会・文化祭に幼稚園児招待(異年齢集団との交流)
- 夢前高校かるた作製
- 交流かるた大会実施

早期発見に向けた取り組み

- いじめアンケート年6回実施(委員会の開催)
- 個人・三者面談実施
- 遅刻・欠席確認
- 全教職員が生徒個々の微妙な変化に対応(いじめ対応能力の向上)



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
 - ・ 必要に応じて、全校あるいは該当学年にアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。